

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、C部にて見積書の作成等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、その後、「うつ状態」と診断された。請求人によると、入社直後からいじめや嫌がらせを受け、不眠等の症状が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、これらの症状は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人の精神障害の発病または悪化が、業務上の事由によるものと認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、主治医意見書、診療録等及び発病に至る経緯から、請求人に発現した精神障害はICD-10診断ガイドラインに照らし「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）であるとしている。その発病時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、平成〇年には寛解水準となった旨述べているが、専門部会は、会社に雇用されて2週間程度で症状が再燃していることから、初めてF病院を受診した平成〇年〇月〇日頃には発病し、治療が必要な状態にあった精神障害が平成〇年〇月頃に悪化したものであると判断している。

当審査会としても、上記の経緯に鑑みると、専門部会の意見は妥当なものであると判断する。

- (2) 精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 当審査会において、請求人の業務による心理的負荷となる出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 本件疾病の発病は、上記（1）のとおり、請求人が会社に採用される前のことであり、業務上の事由によるものと認めることはできない。

イ 本件疾病が業務上の事由により悪化したか否かを検討すると、認定基準においては、「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に悪化したと認められる場合に限り、悪化した部分について業務上の疾病として取扱うものとされているところ、一件記録を精査するも、本件に

については、生死にかかわる等の業務上の病気やケガをしたなど心理的負荷が極度のものや1か月に160時間を超えるような時間外労働を行うなどの極度の長時間労働に従事した出来事は確認できない。したがって、決定書理由で説示のとおり、当審査会としても、本件疾病の悪化を業務上の事由によるものと認めることはできない。

ウ なお、請求人は、いじめや嫌がらせが原因で精神障害を発病した旨強く主張していることから、当審査会においては、念のため、請求人の主張に沿って、業務上の出来事が請求人の病態の悪化に影響した可能性についても検討したが、請求人の主張する同僚らの言動が、いじめや嫌がらせ目的であったとは判断し得ず、到底業務による強度な心理的負荷をもたらす出来事であったとはいえない。

(4) 以上からすると、本件疾病の発病及びその悪化は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。